

音更町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

音更町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年音更町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第5項中「のものに限る。）」の次に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。